

ユネスコ協会 SDGs 活動助成（2023 年度実施） 募集要項

【趣旨】

2015 年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」では、国際社会が一丸となって取り組むべき目標が明示されました。その前文では「平和なくして持続可能な開発は達成できず、また、持続可能な開発なくして平和は実現できない」と謳っており、**民間ユネスコ運動も、誰一人取り残さない平和で持続可能な社会づくりを通じて SDGs 達成に貢献すべく様々な活動を推進しています。**

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、市民に開かれた、青少年を主な対象に地域の社会課題を解決する視点でユネスコ協会・クラブの活動を助成する「ユネスコ協会 SDGs 活動助成」として、地域の課題解決に資する活動（分野 1）と従来の事業（分野 2）を支援いたします。

なお、当助成金は永続的な助成金ではなく、ユネスコ協会・クラブが開始した事業が軌道に乗るまで（行政や地域の人びと、他団体などからの支援で資金や運営面で自立できるまで）の原則 3 年間の期間限定の助成金です。

【概要】

1. 申請団体

日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員（ユネスコ協会・ユネスコクラブ協会および各都道府県連）
ただし、以下は対象となりません。

- ① 2022 年度「現況報告」未提出、または「構成団体会費」未納のユ協・クラブ
- ② 2022 年度「ユネスコ協会 SDGs 活動助成」報告書が締切期限内に未提出のユ協・クラブ（2023 年度該当なし）

2. 申請対象分野と助成額

分野 1 と分野 2 を合わせて総額 220 万円

分野 1 地域の課題解決に資する活動（特に困難な状況にある青少年を対象とした事業）

助成金額：1 件あたり 30 万円を上限とする

…事業開始のための調査費も助成対象になります（上限 5 万円）

※「誰も取り残さない社会の構築に資する事業」

例：困難な状況の子どもの教育支援、子ども食堂、外国ルーツの子どもへの教育支援
地域の自然環境保護や景観、文化保存など

分野 2 地域での学校連携、青少年育成事業、地域での情報提供や啓発活動など

助成金額：1 件あたり 5 万円を上限とする

例：ユネスコスクールとの連携事業、「わたしの町の絵画展」

地域の人びとへの啓発活動（SDGs など）、国際交流事業など

3. 複数事業の申請について

「分野1」と「分野2」は各団体がそれぞれ1件ずつ申請可能です。

「分野1」については1団体で複数の事業申請が可能です（例：活動および調査で1件ずつ）。

「分野2」については、1団体で1事業まで申請が可能です。

4. 助成総額

総額 2,200,000 円（上限）

助成総額の範囲内で助成事業を決定いたします。

※審査内容によって、減額になる可能性があります。

※次年度以降、支援総額や支援上限額が変更になる可能性があります。

5. 申請事業の実施期間

・ 2023 年度中に開始し、**2024 年 2 月 29 日（木）**までに終了する事業。

・ 既に終了した活動は申請の対象になりません。

6. 申請事業の対象者や対象費目など

・ ユネスコ協会・クラブ会員のみを対象とする事業は申請できません。

・ 申請事業は、ユネスコ協会・クラブが主催者として実施するものが対象になりますが、「分野1」については他の団体（NPO など）と共催する事業も申請可能です。

※ただし、ユネスコ協会・クラブが他団体の実施事業に助成金をそのまま募金するようなケースは助成の対象外です。

7. 申請方法

・ 申請にあたっての注意事項をご覧の上、提出書類（申請書〔様式1〕、予算書〔様式2〕、助成金口座指定書〔様式3〕）、通帳のスキヤン(JPEG 可)を電子データにて作成ください。

・ 提出書類は電子データを [nfuj_brx@unesco.or.jp](mailto:nfuaj_brx@unesco.or.jp) まで電子メールの添付ファイルで送ってください（ファイルの形式は、Word、Excel、PDF 形式）でお送りください。（公印不要、FAX 不可）

・ 締切は 2023 年 5 月 26 日（金）必着（厳守）です。

送付先 電子メール：[nfuj_brx@unesco.or.jp](mailto:nfuaj_brx@unesco.or.jp)

※極力、電子データでの申請をお願いします。

紙で申請する場合の郵送先

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階

日本ユネスコ協会連盟 組織部 活動助成担当

8. 助成決定までの日程（予定）

申請書締切： 2023年5月26日（金）必着（期日が過ぎた申請は審査の対象外）

審査会： 2023年6月上旬

助成決定通知： 2023年6月中旬

助成振込： 2023年6月下旬

- ・ 審査結果は、申請書に記入された連絡先にメールまたは郵送いたします。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書と共に提出された助成金口座指定書で指定された口座に振り込みます。

9. 審査について

- ・ 日本ユネスコ協会連盟の理事・評議員などによる審査会を設置します。
- ・ 「分野1」については、審査委員へのオンライン説明を実施していただく可能性があります。
※日程などは申請後に事務局からご連絡いたします。
- ・ 「審査において重視するポイント」を元に厳正な審査を行い、基準に満たない申請は助成いたしません（例：書類不備、期限を過ぎた申請）。
※申請期限前であれば、日ユ協連事務局から書類不備について連絡することがあります。
- ・ 事業内容（SDGs達成への貢献度、地域の課題解決、民間ユネスコ運動および青少年へのユネスコ活動の啓発・寄与など）、また実績や体制、事業の持続可能性など、申請書に簡潔にご記載ください。
- ・ 同一事業の助成は3年間を限度とさせていただきますので、ご注意ください。（青少年ユネスコ活動助成を含む）3年間助成を受けた事業は助成を休んだり、名称や内容の変更をしたりしても再申請は不可といたします。ただし、「分野1」で採択された事業の地域へのインパクトが非常に高い場合、審査のうえ継続支援することがあります。

【審査において重視するポイント】

- ① 地域の課題や問題の解決に資する事業かどうか（特に「分野1」）
…具体的に、どのような人びと（物事）のどのような状況（困難さなど）が事業実施によってどう改善（変化）するかを明確に示していること
- ② 申請団体の事業実施能力や事業計画の適切さ
…申請団体が事業を行う能力や人数（体制）があるかどうか
- ③ 市民に開かれた活動であるかどうか
…対象者がユネスコ協会・クラブの会員ではなく一般市民を対象としているかどうか
- ④ SDGs の「持続可能な未来を追求する」という考えに則った事業であるか
…SDGs の 17 のゴールと関連があるかどうか
- ⑤ ユネスコ協会・クラブの持続性を高める発展的な活動であるか
…継続的に実施できる事業であるか
- ⑥ 助成金の使途が本助成金の趣旨および分野ごとの目的に合致しているか
「分野1」地域の課題解決に資する活動（特に困難な状況にある青少年を対象とした事業）
…困難な状況にある人びと（特に青少年）の状況が改善するかどうか、など
「誰も取り残さない社会の実現」や SDGs の達成に資する活動かどうか
「分野2」地域での学校連携、青少年育成事業、地域での情報提供や啓発活動など
…地域における SDGs 達成に資する活動かどうか
- ⑦ スタディツアーなどを申請する場合、学習効果が高いかどうか、また参加者が体験内容を広める仕組みがあるかどうかを評価します

【申請にあたっての注意事項】

1. 申請について

- ① 本申請書の電子データは、日ユ協連のホームページからダウンロードいただけます。
【<https://www.unesco.or.jp/local/>
トップページ右上「地域のユネスコ協会・クラブの皆さまへ」
→「おしらせ」→「ユネスコ協会便4月」】
- ② 申請事業の趣旨、対象者、内容、目指す成果などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。なお、継続事業の場合は、ユネスコ活動の公益性に鑑み、報道（新聞やテレビなど）に取り上げられた記事など（記事コピー、DVD、音声データなど）もご提出ください。
- ③ 事業内容に関する注意点
 - ・ユネスコ協会員のみを対象とする事業は申請の対象外となります。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を確認し、行政の指示に従い、慎重に検討した上で、実施するようにしてください。
- ④ 事務手続きに関する注意点
 - ・手書きの申請書は受け付けません。極力、電子データでお送りください。
 - ・提出書類における記載漏れや提出物の不足などがあった際は「書類不備」とみなし、審査対象外となります。
 - ・提出期限である5月26日（金）を過ぎて届いた申請書は審査の対象とはなりません。
電子データによる申請に対して事務局より到着確認のメールが3営業日以内に來ない場合はお問合せ下さい。
- ⑤ 予算に関する注意点
 - ・茶菓代および飲食代は、助成申請できません。
 - ・予算の自己資金比率は総額の2割以上を目安として設定してください。
 - ・経済的負担が可能な参加者への交通費補助や無料のサービス提供は評価の対象になりません。

2. 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業のチラシやポスターなどにはその旨以下の例をもとに記載してください

【例1】公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「ユネスコ協会 SDGs 活動助成事業」

【例2】本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟のユネスコ協会 SDGs 活動助成を受けて行う（行った）ものです。

3. 事業報告書の提出

事業報告書は**事業終了後1カ月以内**に連盟事務局に提出してください。(パソコンで作成/手書き不可) 報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料(新聞記事など)、参加者の感想などを添付してください。報告書の提出が無い場合、次年度の申請はできません。

事業報告書および会計報告書の書式は、助成金が決定したユネスコ協会・クラブに後日メールでお送りいたします。

4. 助成事業内容の変更など

助成金申請内容を原則変更することはできません。助成事業内容を変更しなければならない場合、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は必ず連盟事務局に連絡し、事業申請変更書類を事務局にご提出ください。連盟事務局への連絡なしに助成事業内容を変更された場合、当該、事業実施後でも助成金を返金いただく場合があります。

また、助成事業が実施できなかった場合(事業の一部が実施できなかった場合を含む)、未使用の助成金の返金をお願いいたします。

5. 申請内容や申請方法に関する問い合わせ

日本ユネスコ協会連盟 組織部 活動助成担当

電子メール：nfuaj_brx@unesco.or.jp

電話：03-5424-1121